

北九州市立八幡病院移転業務

仕様書

平成30年7月

北九州市立八幡病院

1 業務名

北九州市立八幡病院移転業務

2 業務の内容

本業務に求める基本的な内容は次に示すとおりとし、移転業務受託者が提出した企画提案書に基づき、業務を実施すること。

(1) 移転準備業務

- ① 病床数300床以上の病院の移転業務経験を有する担当者1名を移転業務の全般を統括する責任者として院内に常駐させること。常駐する期間は病院と協議の上、決定することとする。※常駐予定者は入札時に必ずプレゼンテーション同席のこと。
- ② 移転業務を円滑に行うために、病院が委託している新病院移転に関するコンサルタントと協働のもと移転業務計画書、移転業務工程表、新病院移設先部屋割図面を作成し、病院の承認を得ること。
- ③ 病院が設置する本業務に関わるワーキンググループ等関係会議へ参加すること。
- ④ 現病院・新病院への搬出入を計画する関連各社から受領した搬出・搬入計画書等の取りまとめ及び病院・警備・中央監視会社への定期的な資料提出を行うこと。
- ⑤ 搬出搬入業者への説明会等を行い、現病院からの搬出及び新病院への搬入調整の取りまとめを行い、各社の使用する日程・搬出入口・ルート・EVの調整を行うこと。
- ⑥ 新病院の清掃や警備、施設管理との連携を図るため業務受託業者との連携を図ること。

(2) 物品移転業務

- ① 一般什器備品（事務機器を含む）、医療機器（詳細は②を参照）、家電（使用にあたって取り外し・取付けは本委託料に含むものとする。）、書籍・諸帳票類、紙カルテ類、医薬品、患者の荷物等を移転対象とする。
- ② 設定・調整等（※）が必要なものについては、医療機器メーカーやディーラーによる移設対応とし、その費用は本委託料に含むものとする。
※取外し・取付け・搬送・配線・設定・システム接続設定・調整・動作確認等の各医療機器移設において病院側が必要とする作業をすべて含む。
- ③ 搬送物品リストの作成、搬送ルート及び搬送スケジュールの提案を行い、物品搬送計画を策定するための補助を行うこと。
- ④ 病院向けの物品搬送マニュアルを作成すること。なお、円滑に物品の搬送ができるよう、対象物品別の梱包方法を盛り込むこと。また、病院スタッフ向けの説明会を複数回開催すること。

⑤ 移転物品や新設物品の設置に伴い必要となる事前の準備工事等に関し、工事施工者等との調整を行うこと。

⑥ 特記すべき対象区分

物品	対象可否
医療機器（放射線大型機器除く）	○
床頭台システム	×
滅菌器材（鋼製小物）	○
診療材料	○
医薬品、検査試薬	○
酸素ボンベ	○
委託リネン類	×
A T Mコーナー	×
院外処方箋 F A X	○
複合機、コピー機、電話機他、一般家電製品	○
医療情報システム関連備品（端末、プリンター等）	○
医療情報システム関連備品（サーバー）	○
絵画等アート関連	○
公衆電話	×
自販機	×
厨房機器・食材	×
清掃道具（清掃会社持込品）	×
T Vカード精算機・販売機	×
製氷機	×
コインランドリー	×
患者荷物	○

⑦ 上記に記載されていない品目やその他当院が指定する物品の移転については、その都度病院と協議の上、対応すること。

(3) 患者移送支援

① 救急車両等の病院が指定する移送車両の手配を行うこと。

（現時点の想定台数：救急車 8～10 台※、福祉車両 2 台、マイクロバス 2 台）

※このうち、高機能タイプは 3 台程度

② 患者搬出口の整備（階段、段差への対応等）を行うこと。

③ その他、患者移送時に必要と思われる物品・資材等の準備を行うこと。

- ④ 病院向けの患者移送マニュアルを作成の補助を行うこと。
- ⑤ 患者搬送業務のリハーサルを開催するために移送車両の準備等の補助を行うこと。
(現時点の想定回数：2回程度。移送車両の台数は1回あたり2台)

(4) 各種資材の支給

- ① 物品移転、患者移送に必要な資材の全てを準備、納入すること。(例：箱、段ボール、粘着テープ、ラベル、緩衝材、保冷ボックス、その他梱包に要する資材など。) その他、荷役器材等を状況に応じて必要台数準備すること。
- ② 患者移送用名札及び患者移送時の職員用ゼッケン、トランシーバー等を準備すること。

(5) 養生作業

- ① 搬送時の建物、設備、備品等の損傷に対する保護のため、搬出入口、玄関、ロビー、E V、通路、その他損傷の恐れがあると判断される部分について行われるものとし、その内容を建物養生計画書で具体的に明記すること。

養生部材の設置における壁面・床面等への穴開け針刺しは行わない。また、テープ類を用いる場合は床材・壁材の破損はもとより、変色・シミ・粘着剤の残存等を発生させてはならない。

養生の仕様については、以下の内容を満たすこと。

- 1) 搬出入口の床面は必要に応じてクッション性のある養生シートを敷いた上に樹脂性ベニヤ等を敷くこと。
- 2) 搬出入口の壁はパネル板等で保護し、アングル等で固定するなど養生部材の転倒防止策を行うこと。養生の高さについては、受注者の判断により決定する。
ただし、損傷・汚損が発生した場合は受注者の責任により現状復旧を行うものとする。
- 3) 搬出入口ドア部分は上記2)の壁面部分に準じて養生を行うが、搬入作業終了時にドアが閉じられるように養生すること。
- 4) エレベーター壁面についてはウレタン等で保護した上で、パネル板により全面を保護すること。
- 5) エレベーター内部と廊下との境目部分はドアの開閉に対応した養生を隙間なく行うこと。
- 6) エレベーターの操作スイッチはフィルム等で保護し、操作可能な状態にすること。
- 7) エレベーター壁面は通路壁面と同様とすること。
- 8) 新病院の各階搬入経路床面は養生シートを敷いた上に樹脂製ベニヤ等を敷くこと。
- 9) 現病院の各階搬出経路床面は物品の搬送に応じて養生シートを敷設し、来院者の妨げにならないよう段差等には特に注意すること。

- 1 0) 新病院各階搬入経路壁面については、損傷の危険が見込まれる高さまでパネル板等で保護し、アングル等で固定するなど養生部材の転倒防止策を行うこと。
 - 1 1) 上記以外について、搬入の際に損傷が見込まれる部分については、トラテープ等で境界表示を行い立ち入りの制限を行う他、必要に応じて対策をすること。
 - 1 2) 養生が施工されている期間中に、養生が破損した場合は速やかに補修等を行い、常時良好な状態を維持すること。
- ② 養生期間は次のとおりとする。
- 平成30年10月1日（月）から同年12月24日（月）
- なお、新病院では、養生設置期間に内覧会等のイベントが行われる予定であるため、病院との協議において定める範囲の養生を一時的に撤去し、終了後に復旧すること。
- ③ 本業務を実施中に他の関連業者が購入品等を搬出搬入するときは、養生の使用を認めること。
- ④ 業務完了後速やかに養生を撤去し、養生箇所の清掃を行うこと。
- ⑤ 新病院搬入業者には原則上履き準備を依頼するが、必要となるスリッパ等の準備を行うこと。

(6) 残備品取外し・集積・分別業務の取扱い

- ① 残備品（新病院に移転しない備品）については病院の指示に基づき所定の場所まで集積すること。
- ② 残備品のうちの流用備品については病院の指示にて所定の場所まで移動させること。
（新病院への追加移設要望品目・現病院への返却要望品目等への対応）
- ③ 残備品の流用品以外のものは廃棄対象とし、法令順守し転売、リサイクル、収集運搬及び処理を実施する予定であるため分別を行うこと。
- ④ 現病院の残備品のうち、エアコン、照明、造作棚、パーテーション等の建築附帯品については、業務対象品目とはならないが、医療機器（天吊、壁付、設備接続）等は対象となるため搬出に必要な解体・取外し等を行うこと。
- ⑤ 廃棄物のうち特定家庭用機器に分類された家電品については、種類、規格、メーカーごとに分類された一覧表を作成し提出すること。
- ⑥ 廃棄物のうちフロンガス含有物品の一覧表を作成し提出すること。

(7) 委託業務から除くもの

- ① 患者の移送
- ② 書籍・諸帳票類、紙カルテ類、その他小型移転物品の基本的な梱包及び開梱
- ③ OA機器の断線、結線、調整（梱包・開梱は委託業務の対象となる）
- ④ 窒素の取扱い、移転、廃棄

- ⑤ 残備品分別後の転売、リサイクル、収集運搬処理（別途契約予定）
- ⑥ パーテーションの取外し、壁掛時計等の取付作業
- ⑦ R I 室汚染除去作業
- ⑧ 残備品のうち建築附帯品（エアコン、照明、造作棚）等の取外し、集積、分別
（ただし、放射線機器以外の医療機器の取外し、集積、分別は含む）

3 病院移転の今後のスケジュール（予定）

日程	内容
平成30年 9月30日	新病院建物竣工引渡
平成30年10月～12月	新設物品の設置
平成30年10月～	新病院への物品移転を順次実施
平成30年12月初旬	竣工式・内覧会
平成30年12月22日	患者移送
平成30年12月25日	外来再開

4 独自提案

本仕様に定めのない内容であっても、本業務の目的に適合と思われる事項がある場合は積極的に独自提案を行うこと。

5 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいについて管理者の注意を持ってその情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。

(3) 関係法令の順守

受託者は、本業務を履行するうえで関係法令等を遵守すること。